

吉野ヶ里遺跡甕棺墓体験展示用模型等製作業務委託 仕様書

第1章 総則

- 第1条 本仕様書は、吉野ヶ里遺跡甕棺墓体験展示用模型等製作業務委託（以下「業務」という。）に適用する。
- 第2条 本業務は、本仕様書及び佐賀県文化・観光局文化課文化財保護・活用室（以下「佐賀県」という）の指示に基づいて実施する。
- 第3条 本業務では、吉野ヶ里遺跡展示室内に甕棺墓体験展示用模型を設置し、実際にあって体験できる空間を創出することで、吉野ヶ里遺跡を代表する甕棺墓のスケール感を体感し、遺跡の歴史的価値を知ることを目的とする。
- 第4条 本仕様書に定めていない事項については、佐賀県と協議し定める。
- 第5条 受託者は、契約締結後速やかに佐賀県と協議の上業務に着手するものとし、業務が完了した場合、速やかに所定の成果品を提出し、佐賀県の検査を受けること。

第2章 基本事項

- 第6条 業務を開始するにあたって、受託者は、甕棺墓の形状や出土状況などを把握し、遺跡を損ねることのないように業務を行うこと。また、業務開始前に着手届・工程表、業務管理者決定通知を速やかに提出すること。
- 第7条 業務の実施にあたっては、佐賀県職員が段階毎に確認することとし、必要に応じて調整を行うこと。また、計画変更等重要な事項については、打ち合わせ協議簿を作成し提出すること。
- （業務管理者・技術者）
- 第8条 受託者は、業務履行の技術上の点検・管理を行う業務管理者を定めること。また、業務管理者の交替の必要が生じた場合は、速やかに佐賀県に報告し承認を得ること。
- （再委託）
- 第9条 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について予め佐賀県の承諾を得た場合はこの限りではない。

第3章 業務概要

第10条 本業務の業務概要

- (1) 業務名 吉野ヶ里遺跡甕棺墓体験展示用模型等製作業務委託
(2) 業務場所 受託者の事業所、吉野ヶ里遺跡発掘調査事務所及び吉野ヶ里遺跡展示室
(3) 履行（作業）期間 契約締結日～令和8年（2026年）3月30日
(4) 業務内容

①甕棺墓の原寸大模型及び展示台の製作

実測図や実物資料を基に原寸大の樹脂製の模型を製作し、併せて展示台を製作すること。

ア 甕棺墓のサイズ等

吉野ヶ里遺跡北墳丘墓（ST1001）出土甕棺墓（SJ1002）

- ・甕棺墓（SJ1002 下甕）本体 口径 82.6cm、底径 16.0cm、器高 119.6cm
- ・内外面黒塗り

※上甕は全形が不明のため、下甕を2基製作し、うち1基を上甕として使用する。

イ 製品の仕様・数量

- ・甕棺墓体験模型一式（甕棺墓本体1点（下甕、上甕各1基））
※甕棺墓材質 ガラス繊維使用ポリエステル樹脂製（繊維強化プラスチック）
- ・展示台 木製（メラミン加工）全長 3m×幅 1.5m
※展示台は2つに分割できる仕様とすること。

②吉野ヶ里遺跡展示室への設置・設定

- ・吉野ヶ里遺跡展示室内に模型及び展示台を設置すること。

第4章 作業内容

第11条

甕棺墓の原寸大体験模型及び展示台の製作については、以下により行うものとする。

(1) 甕棺墓の原寸大模型及び展示台の制作

作業は①型取り、②成形・仕上げ、③彩色、④展示加工の工程で行う。

①型取り（雌型の製作）

担当者の指定する場所で、担当者の立ち会いのもと実物資料の資料観察及び写真撮影を行い、着手前の様子を記録する。

ア 養生

- ・実物資料表面を錫膜で覆い、表面の保護をする。

イ シリコン樹脂の塗布

- ・液状のシリコン樹脂を保護した実物資料表面に塗布し硬化させ、ゴム膜状の型を作製する。

ウ 外枠の製作（原型の固定）

- ・石膏を用いて、シリコン型の形状を保持するための外型を作製する。

エ 型の剥離

- ・石膏の硬化後、雌型を外し、実物資料を取り出す。

オ 型取りを行う際に留意する点

- ・保護材には、実物の凹凸情報を阻害することなく、且つ可逆性のある、厚さ数ミクロン程度の錫箔を用いること。

- ・型取りに用いるシリコン樹脂は、常温硬化型シリコンゴムを主材料とすること。

展示物の表面保護に錫箔以外の材料を使用する場合は、その材料が必要とする条件を満たすことを説明する書類を添付すること。

- ・型取りが終了した後、錫箔を除去した実物資料の写真撮影を行い、作業時の破損などがないかの記録を作成すること。

- ・雌型は、複数回の成型作業に耐え得る強度、構造であること。

- ・型取り作業は、実物の破損につながるような負荷をかけない方法を用いること。

- ・シリコン樹脂のみで雌型の形状を保持する方法は、資料に対する十分な安全性が確保されない限り、原則用いないこと。

②成形・仕上げ（雄型の製作）

①で作製した雌型に対して、ポリエステル樹脂で成形を行う。その際、雄型は実物資料と重量は合わせない。

ア 甕棺墓模型の成形

- ・雌型に、ポリエステル樹脂を塗布し表層硬化後、同じポリエステル樹脂を使用してガラス繊維を貼り込み、FRP（繊維強化プラスチック）を形成する。

イ 成形・加工

- ・FRP（繊維強化プラスチック）の硬化後、模型の型を取り出し、分割されている型を合わせ、接合する。

- ・分割された模型を接合した際、型の合わせ目に生じるバリや余分な樹脂を除去し、細部の仕上げ作業を行う。その際、実物資料の凹凸情報が十分に転写されていない場合は補刻により実物に近づけること。

ウ 留意事項

- ・模型は、FRP構造とすることで、展示に耐えられる強度を確保すること。

③彩色

- ・彩色は実物資料や撮影した写真資料を参考に、水彩アクリル塗料を用いて、雄型に彩色を行う。彩色を行う場合は、担当者の指定する場所にて実施すること。塗料には、長期間の展示で変色・退色を起こしにくい材料を用いること。

④展示加工

- ・完成した模型を、展示し入棺体験が出来るような加工を施す。
- ・加工のための図面を作成する。
- ・下地の上にメラミン化粧板などで化粧を行う

⑤その他

- ・受託者は各作業工程において、写真による記録を残すこと。
- ・委託者は必要な時に作業に立ち会うものとする。
- ・製作にあたって必要な情報、画像は、可能な限り委託者が受託者にこれを提供する。

第12条(中間検査) 受託者は第11条の作業終了後、委託者の立ち合いのもと実施する。

第5章 点検

第13条 受託者は、第12条の規定による検査とは別に、各作業の終了時に佐賀県職員による点検を受け、修正を要する箇所はそのつど佐賀県の指示により修正する。

第6章 対象物の取扱い

第14条

- (1) 受託者は、業務遂行にあたっては、対象遺物が貴重な文化財であることを認識し、毀損・滅失のないよう十分に留意するとともに、業務の着手時・点検・完了時における対象物件の運搬を自ら行うものとする。
- (2) 業務及び運搬に伴う事故については、受託者がその責任を負うこととし、修理・復元に要する費用は受託者が負担すること。

第7章 成果品

第15条 納入する成果品等は次のとおりとする。

- (1) 銃棺墓体験展示用模型 1式
- (2) 展示台 1式
- (3) 作業で撮影された写真類 1式
- (4) その他当該作業で作成された資料 1式
- (5) 業務報告書 2部
- (6) その他必要に応じて佐賀県が指示するもの。

第8章 その他

第16条 業務で生じた成果品および記録類一切の帰属及び著作権は佐賀県にあるものとする。

第17条 成果品の納品と検査・修正の完了をもって業務の完了とする。